

食 品 安 全 委 員 会 第 87 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 17 年 3 月 24 日 (木) 14:00 ~ 15:26

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 新開発食品専門調査会における審議状況について

・ 特定保健用食品 3 品目に関する意見・情報の募集について

自然のちから サンバナバ

ブレンディスタイリア低糖タイプ

食物せんいのおいしい水

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

・ アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価
の考え方 (案) に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル (案) について

(4) 食品安全モニター課題報告「食品安全委員会のこれまでの取組等について」 (平成 17 年 1 月実施)

(5) 食品安全モニターからの報告 (平成 17 年 2 月分) について

(6) その他

4 . 出 席 者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(出席者)

厚生労働省 松本大臣官房参事官

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、
杉浦情報・緊急時対応課長、富澤評価調整官

5．配付資料

- 資料 1 新開発食品専門調査会における審議状況について
- 資料 2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について
- 資料 3 - 1 食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（案）
- 資料 3 - 2 食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（案）における緊急時対応について
- 資料 4 食品安全モニター課題報告「食品安全委員会のこれまでの取組等について」（平成 17 年 1 月実施）
- 資料 5 食品安全モニターからの報告（平成 17 年 2 月分）について
- 資料 6 食品健康影響評価技術研究の概要
- 資料 7 食品の安全性に関する用語集

6．議事内容

○寺田委員長 それでは、ただいまから「食品安全委員会」の第 87 回の会合を開きます。

本日は、7 名の委員全員が出席です。また、厚生労働省より松本大臣官房参事官に御出席いただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第 87 回会合）議事次第」がございますので、御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。

資料 1 が「新開発食品専門調査会における審議状況について」。

資料 2 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」。

資料 3 - 1 が「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（案）」。

資料 3 - 2 が「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（案）における緊急時対応について」。

資料 4 が『食品安全モニター課題報告「食品安全委員会のこれまでの取組等について」（平成 17 年 1 月実施）』。

資料 5 が「食品安全モニターからの報告（平成 17 年 2 月分）について」。

資料 6 が「食品健康影響評価技術研究の概要」。

資料 7 が「食品の安全性に関する用語集」であります。

皆さん、お手元にございますですね。

それでは、議題に入らせていただきます。「新開発食品専門調査会」における審議状況

について、事務局から説明をお願いいたします。

○ 村上評価課長 それでは、資料 1 に基づきまして、御説明をさせていただきます。

本日御説明をさせていただきますのは、特定保健用食品 3 品目でございます、1 つは「ブレンディスタイリア低糖タイプ」。

もう一つは「自然のちから サンバナバ」。

3 つ目が「食物せんいのおいしい水」と、これらは商品名でございます。

最初の「ブレンディスタイリア低糖タイプ」につきましては、味の素ゼネラルフーズの製品でありまして、コーヒー豆の中に含まれておりますマンノオリゴ糖を含む清涼飲料水形態の食品ということでありまして、体脂肪が気になる方に適しているということを標榜して売りたいということであります。1 日の摂取目安量の 300 ml の中の関与成分は 3 g という事になっています。

このものについては既に同じような製品が同じ会社から特定保健用食品として申請され認められておりまして、1 日当たりの関与成分が 1 g。今回のものの 3 分の 1 のものが食品健康影響評価を終えているものであります。ですから、今回 3 倍量の関与成分を持ったものを評価をしてくれと言われたために評価をしているということになります。実際には、そのコーヒー中に含まれております、マンノオリゴ糖についてはインスタントコーヒー 1 杯当たり 80 mg 含まれているということでありまして、この成分の食経験という意味においては相当程度あるということでございます。当然のことながら、既に認められております 1 日当たりの関与成分 1 g のものも既に存在をするということでございます。

本品については、変異原性試験あるいは単回投与の動物試験、あるいは 4 週間の反復投与試験、3 ヶ月の反復投与試験等が行われておりまして、特に本品については問題となるような所見は得られていないということであります。ヒト試験も 12 週間にわたるボランティアを対象とした試験、あるいは少数でありますけれども、過剰に摂取した場合の試験等が行われておりまして、調査会といたしましては、2 ページの「安全性に係る審査結果」のところに書いてございますが、「ブレンディスタイリア低糖タイプ」については、食経験や安全性試験等を勘案して審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないと判断されるということになったものでございます。

4 ページに「自然のちから サンバナバ」というものの御説明の紙がございますが、サントリー株式会社の申請のものでありまして、バナバというのは 4 ページの真ん中辺りに食経験のことが書いてございますが、オオバナサルスベリという落葉高木の葉っぱをお茶のようにして、フィリピンにおいては飲んでおられるということございまして、このも

のから抽出したコロソリン酸を関与成分として錠剤形態の食品をつくって、これを食後に上昇する血糖値を下げるというようなことを標榜して売りたいというものでございます。関与成分の量は、1日当たりの摂取目安量として、錠剤2錠、コロソリン酸にして1 mg ということでございます。

これにつきましても、変異原性試験あるいは単回投与によるマウスを用いた動物試験、あるいは90日間のラットの混餌投与試験等を行っておりまして、いずれも毒性を示す所見は得られていないということでございます。

ヒト試験につきましても、少数ではございますけれども、コロソリン酸を単回摂取した場合、あるいは軽症糖尿病患者にこれを食後3錠、1日9錠。先ほど申し上げましたように、標準的なこのものの目安量は2錠でございますが、それを9錠まで飲んだ場合、1か月間摂取しても臨床検査値において異常変動は認められず、有害事象は認められなかったということでありまして、過剰長期摂取3か月に及ぶ試験でも、少数の健常成人を対象として摂取した場合でも低血糖などの有害事象は認められなかったということでございます。

このバナバ茶の報告で、本日になって申し訳ないんですが、1つだけ書き加えなくてはならないところがございまして、通常この安全性に係る試験等の概略の最後に、「なお、本調査会では本食品の有効性に係る試験については評価をしていない」ということを必ず書くようにしているんですが、本品の調査報告書にはそれが欠けておりますので、それについては書き加えた形で最終案をつくらせていただきたいと思います。

そのような状況を踏まえて、専門調査会におかれましては、本品について食経験、*in vitro*及び動物を用いた*in vivo*試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題ないと判断されるということになったものでございます。

8ページからは、3品目目の「食物せんいのおいしい水」というものの評価結果がございました。これはハウス食品株式会社の申請のものでございまして、関与成分としては難消化性デキストリン還元処理でございます。

これは今までも難消化性デキストリンを含んだ清涼飲料水形態の食品は特定保健用食品として、もう既に認められておりますが、この還元処理というものは今までのところ、甘味料等に使われているだけで、清涼飲料水形態のものとしては特定保健用食品にはなっていないということで、今回評価の依頼があったものでございます。

難消化性デキストリン還元処理と申しますのは「評価対象食品の概要」の最後辺りに書いていますけれども、水素添加によって還元末端のグルコース残基が糖アルコール化して

いるような難消化性デキストリンということでありまして、基本的な構造は、普通の難消化性デキストリンと大きく変わるものではありません。

ただ、こういう還元処理をした難消化性デキストリンを含む清涼飲料水形態の食品というのは、これが初めてということでございます。

食経験につきましては、難消化性デキストリンの一種でございますけれども、これは食品素材として幅広く利用されているとことございまして、本品と類似のものにつきましても、特定保健用食品としては売られておりませんが、食品としては既に相当量が販売をされているということでございます。

本品につきましても変異原性試験あるいは動物を用いた単回投与あるいは反復投与の試験が行われておりまして、特に重大な毒性の所見は得られなかったということでございます。

ヒトを用いた試験につきましても、健常成人男女、ボランティア 47 名を対象に行った試験、あるいは健常成人男女 16 名を対象に過剰に本品を摂取していただいて、試験をした結果等が添付をされておまして、これらを基に評価をした結果、特段このものについて安全性については問題ないだろうという結論になりまして、10 ページの中ほどにございますけれども、「安全性に係る審査結果」としては「食物せんいのおいしい水」については食経験、*in vitro* 及び動物を用いた *in vivo* 試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題がないと判断されるという結論になったものでございます。

本日お許しいただければ、本日より 4 週間意見情報の募集に入らせていただきたいと思いますと考えております。よろしく御審議のほど、お願いします。

○寺田委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、御質問あるいは御意見など、パブリック・ヒアリングを求める前にありましたら言ってください。

どうぞ。

○小泉委員 5 ページの 2 行目なんですけど、「*in vivo in vitro* 肝 UDS 試験を行った」ということは、その UDS 試験の内容がその 6 行ぐらい下を書いてあるんですけど、やはり最初に出てきたところにその説明を入れた方がいいのではないかなという気がします。単純なことなんですけど。

多分、不定期 DNA 合成を UDS 試験という意味なんだと思うんですけど、肝 UDS 試験というのが 2 行目に出てきますね。そこへ移動させた方がいいと思います。

○村上評価課長 わかりました。ここに「*in vivo* 骨髓小核試験及び *in vivo in vitro*

肝UDS試験を行った」というふうに書いてしまっているのも、混乱が生じていると思いますので、*in vivo* 骨髓小核試験の結果と *in vivo* *in vitro* 肝UDS 不定期DNA合成試験を行ったというのは、ちょっと分けて書きまして、それぞれに結論を書くようにいたします。

○小泉委員 最初に出てくるところに普通は書くので。

もう一点よろしいでしょうか。これは糖尿病の人に有効なことなんですが、現実には糖尿病の患者様は4名でされているんですが、実際に私、聞いた限りなんですが、内科の先生方が糖尿病の人は、ほとんどこういった特保食品を使用していることは言わないんですね。ところが、血糖値が異常に落ちて、問い詰めて聞くと、こういったものを併用しているということが現実にはあるそうなので、やはりその糖尿病の治療を受けている方には、そういった安全性について、勿論表示されると思うんですが、それをしっかりと書いていただければと思います。

○村上評価課長 コメントとしていただきます。

○寺田委員長 よろしくをお願いします。

それから、今、小泉委員がおっしゃったことで、4ページの下に、これはチャイニーズハムスターのカルチャー細胞を使って陽性が出ると書いてありますね。その上に Ames テストで S9mix でポジティブと書いてあります。これは Ames テストで 33~96/mg で、上の方を見ると 5mg までやっているから、100 とか 200 のオーダーで revertant が出ていると言ったら、それほど小さいことではないんだと思うんだけど、これはその専門委員会ではどういうお話だったんですか。

5ページの小泉委員が今言われた上から2番目の・のところに総合的に判断した。だから、*in vivo* で肝臓の使っているアンスケジュールドでマイナスだったからいいんだ、あるいは骨髓細胞を使ったからいいんだということですか。

しかし、それは単にこの物質は肝臓や骨髓に到達していなかったからなんで、ほかの臓器を調べたら、ある可能性はあることはあるんですね。これはどういうふうな議論をなさったのかなと。

○村上評価課長 私もあまり細かくお答えできないんですが、専門調査会での御議論では *in vitro* の先ほどの S9mix 存在下での TA97、TA100 株を用いた試験ではポジティブとされた例があるけれども、全体の試験の結果を総合的に評価すれば、生体にとって問題となるような遺伝毒性はないだろうという御結論になったものと考えてございます。

○寺田委員長 これはどうしてかと言うと、いつもの問題なんですけれども、食経験のと

ころで、フィリピンではお湯で沸かして抽出しているわけですね。ここでは実際に製品にしているのはエタノールで抽出しているわけですね。だから、入ってくるものが別個のものの可能性が随分あります。それがちょっと気になりました。パブリック・ヒアリングが来たときの返答のときに、私のコメントも一緒に入れて専門調査会で御検討のほど、お願いいたします。

○村上評価課長 わかりました。

○寺田委員長 ほかにございませんか。

それでは、本件３品目につきましては、意見情報の募集手続に入ることといたします。

続きまして、「遺伝子組換え食品等専門調査会」における審議状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料２に基づきまして、御説明をさせていただきます。

従来より遺伝子組換え食品につきましては「食品安全委員会」の「遺伝子組換え食品等専門調査会」におきまして、食品健康影響評価の議論をしていただいているところでございまして、その議論を始めるに当たりまして、まず遺伝子組換えの食用の植物を評価する際のガイドラインと申しますか、考え方、安全性評価基準というものを専門調査会でおつくりになられまして、それに基づいて審議が進められているところでございます。

今回、既に評価をすることになっております、アミノ酸等の最終産物が食品に用いられるというようなケース。アミノ酸等の最終産物が食品用に利用される場合のそのアミノ酸を製造するために遺伝子組換えの微生物を使う場合というようなケースについて、やはり植物そのものを食べる場合とは異なった観点から添加物の安全性評価基準を策定しておりますが、さらに、「遺伝子組換え食品等専門調査会」においては、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク性添加物の安全性評価の考え方について検討することが適当ではないかという議論になったわけでございます。

ですから、最終的に食品用として用いられるものが高度に精製されたアミノ酸等の非タンパク性の添加物である場合の安全性評価の考え方というものをつくろうということで、今回その案を作成をいたしまして、本日本委員会の御了承をいただければ、意見情報の募集をさせていただきたいというものでございます。

このように、最終的に食品に用いられるものが高度に精製されたアミノ酸というような場合につきましては、むしろその微生物の遺伝子がどのように組み込まれているかということよりも、むしろその製品の精製度とか、あるいは遺伝子組換え微生物を利用したこと

によって既存の不純物以外の不純物が製品中に存在することにならないかというような観点からの評価が必要であるという考え方に基づいております。

1枚めくっていただきますと、安全性評価の考え方の案が非常に短いですが、ここに書いてございまして、その真ん中辺りの段落からございますが、「アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性の添加物については、下記に示す①～②の要件をすべて満たす場合、一般に、安全性が確認されたと判断される」。これはですから、①～②の要件をすべて満たすかどうかというのは「食品安全委員会」の「遺伝子組換え食品等専門調査会」が個別に判断をすることになるわけでありますが、この①～②の要件をすべて満たす場合に、安全性が確認されたと判断されるということでございます。

①といたしましては「製品の精製度は、例えば、指定添加物として告示されているアミノ酸、ヌクレオチド、ビタミン、単糖類と同等若しくはそれ以上の高度な精製度であること」。

②は「従来の添加物に比べ、既存の非有効成分の含有量が当該添加物中で安全上問題となる程度にまで有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有しないこと」ということでございまして、ですから、まさにその利用しているものの精製度は通常の製造されている添加物よりも高いことを要求し、かつその不純物については有害性が示唆されるようなものは含有しないことということを確認をするということでございます。

なお書きでございますけれども、これは当然①②を判断する上で必要となる資料ということございまして、「当該添加物の製造方法の概要（遺伝子組換え微生物の作製方法、添加物の抽出及び精製方法）、用途、化学構造・組成、物理的・化学的性質及び品質が明らかであることが必要である」ということで、評価をする際に必要となる資料の範囲を示したものでございます。

いずれにしても、その植物そのものを食べる場合とは異なった観点から策定されている添加物への評価基準のうち高度に精製されたものについては、特にこのような安全性評価の考え方に従うということにはどうかということで、お諮りをするものでございます。よろしく申し上げます。

○寺田委員長　どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、どなたか質問、コメントございましょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。

す。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に入らせていただきます。「食品安全関係府省食中毒緊急マニュアル（案）」について、「緊急時対応専門調査会」において、その審議が行われましたので、担当委員の見上委員の方から御報告をお願いいたします。

○見上委員 「緊急時対応専門調査会」では、3月17日に行われました、第10回の会合におきまして、資料3にありますとおり「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（案）」について審議いたしました。詳しいことにつきましては、事務局より御報告をお願いします。

○寺田委員長 では、よろしくお願いします。

○杉浦情報・緊急時対応課長 昨年7月8日の食品安全委員会におきまして、「緊急時対応専門調査会」に調査審議を求める事項ということで、危害要因別緊急時対応マニュアル案の検討のとりまとめをするようにという指示をいただきまして、この指示に基づきまして、「緊急時対応専門調査会」で昨年7月以降5回にわたり審議を行いました結果、先週17日の第10回会合におきまして、お手元の資料3にございます「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（案）」がとりまとめられましたので、御報告させていただきます。今後の手続ですけれども、本日このマニュアル案につきまして、御了解がいただければ、これは最終的には関係府省申合せという取り決めになりますので、関係府省の合意を得た上で、再度この委員会で御報告させていただきまして、その報告させていただきます日をもって発効したいと考えております。

まず資料3-2を御覧いただければというふうに思います。これは食中毒における緊急時対応の一般的な流れを示したものでございます。一定の初動対応を経て、その緊急度に応じまして緊急対策本部を設置するか、関係府省連絡会議を開催するか、あるいは平時の対応で十分かという決定がなされまして、最終的には収束に向かうわけでございます。

緊急時対策本部を設置するに当たりまして、関係府省連絡会議の開催という手続を経ることも考えられますので、点線でそういった流れも示しているわけでございます。

2ページ目でございますけれども、今申し上げました緊急時対応における情報連絡等の流れについて図示したものでございます。

まず食中毒が発生いたしますと、保健所等から都道府県を通じまして、リスク管理機関でございます厚生労働省、農林水産省に情報が入るわけでございますけれども、そうしますと「食品安全委員会」の情報連絡窓口にも通報がなされることになっております。

その後、委員及び事務局幹部への情報連絡が行われるわけですが、情報の内容に

よっては委員会会合への報告がなされます。内容によりましては、リスク管理機関から直接緊急報告という形で報告がなされまして、場合によっては「食品安全委員会」からリスク管理機関への助言というものがなされます。

その結果、関係府省連絡会議を開催するか、あるいは平時の対応で十分かどうかの決定がなされます。緊急度が高い場合には、食品安全委員会から食品安全担当大臣に報告がなされまして、食品安全担当大臣による判断がなされれば、緊急対策本部が設置されるというような流れになるわけでございます。

緊急対策本部の設置につきましては、リスク管理機関から協議の要請という形でなされることもございまして、その結果、緊急協議がなされて緊急対策本部が設置されるという場合もあるということでございます。

このような流れをマニュアルにしたのが、資料３－１の「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（案）」でございます。

まず構成でございますけれども、前文に続いて１といたしまして、「食中毒が発生した場合における緊急時対応の基本方針」ということで、各機関の役割を示しております。

２ページにまいりまして、２「情報連絡体制の整備」として、各機関における情報連絡の窓口を示しております。

３「食中毒に関する情報収集等」といたしまして、平時における情報収集、共有について記載をしております。

３ページにまいりまして、４といたしまして「緊急時における情報連絡」。

５といたしまして「委員会会合におけるリスク管理機関からの緊急報告」。

次の４ページにまいりまして、６といたしまして「緊急対策本部の設置」。

「７ 関係府省連絡会議の開催」ということで、４～７にかけましては、情報を接受してから緊急対策本部の設置、または関係府省連絡会議の開催に至るまでの流れを示しております。

８といたしまして「情報提供及びリスクコミュニケーション」ということで、緊急時における関係府省によるリスクコミュニケーションの在り方について示しております。

９といたしまして「事後検証及びマニュアルの改定」に関する規定。

１０といたしまして「その他」ということで、各機関におきましては、それぞれが定めるマニュアルを本マニュアルとの連携を十分に図るようという規定を設けております。

もう一度、１ページに戻りまして、前文ですけれども、このマニュアルの位置づけというので、このマニュアルは、食品安全基本法に規定する基本的事項に基づく危害要因別の

緊急時マニュアルとして、食品安全委員会関係府省、緊急時対応基本要綱、これは昨年４月に関係府省申合せということで決定したものでございますが、これに則して、食中毒という危害要因による緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方について定めたものでございます。

「１ 食中毒が発生した場合における緊急時対応の基本方針」におきましては、第２段落にございますけれども、「食品安全委員会」及びリスク管理機関は、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の基に、次に掲げる役割分担を踏まえて、迅速かつ適切な対応を行うとともに、相互に十分な連絡及び連携を図りつつ、本マニュアルに基づき政府一体となった対応を行うことにより、食中毒の拡大及び再発の防止に努めるということで、各関係省庁の役割が記載してあるわけでございます。当委員会につきましては、食中毒に関する情報及び化学的知見の収集、国民への化学的知見の提供、委員会及びリスク管理機関の連携の促進、食中毒に関する食品健康影響評価、リスク管理機関に関する勧告及び意見具申の実施を役割として記載しております。

２ページにまいりまして、「２ 情報連絡体制の整備」におきましては、平時からの情報の連絡窓口を定めておりまして、当委員会につきましては事務局の情報・緊急時対応課、厚生労働省につきましては食品安全部企画情報課、農林水産省につきましては消費・安全局総務課食品安全危機管理官、環境省につきましては環境管理局水環境部企画課が窓口になっております。

「３ 食中毒に関する情報収集等」におきましては、（１）で情報収集、（２）で情報の共有について記載しておりまして、情報収集につきましては、当委員会につきましては「リスク管理機関、報道機関及びインターネット等から国の内外における食中毒に関する情報の収集、委員及び専門委員等を通じた科学的知見の収集」を行うことを記載しております。

情報の共有につきましては、３ページに、平時における情報連絡窓口を通じた情報の共有のほかに、委員会委員長が委員会会合においてリスク管理機関から報告を受ける必要があると判断した場合、あるいはリスク管理機関の関係局長が委員会に対する報告が必要であると判断した場合には、速やかに委員会会合において報告を行うという記載がございます。

委員会は厚生労働省から毎年１回委員会会合において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることになっております。

③④ということで、現在整備中の食品安全総合情報システムの活用についてです。それ

から、「食品安全委員会」とリスク管理機関との連携・政策調整の強化に基づく関係府省連絡会議等の活用についても言及させていただいております。

「４ 緊急時における情報連絡」ですけれども、まずは情報連絡窓口を通じて迅速な情報の連絡を行うことになるわけなんですけれども、（２）でございますけれども、委員会委員長が必要と判断したときには、食品安全担当大臣に対する報告を迅速に行うことになっております。

「５ 委員会会合におけるリスク管理機関からの緊急報告」でございますけれども、４ページにまいりまして、委員会は必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、速やかに委員会会合においてリスク管理機関から緊急事態等の概要について報告を受けることになっております。

（２）でございますけれども、委員会はリスク管理機関からの報告の内容を踏まえて、必要があると判断される場合には食品安全担当大臣に対して緊急対策本部の設置のための緊急協議を行うように助言し、または委員会事務局長に対し関係府省連絡会議の開催を指示するとともに、科学的見地からリスク管理機関に対する助言等を行うことになっております。

「６ 緊急対策本部の設置」につきまして、報告を受けた食品安全担当大臣は、委員会からの報告またはリスク管理機関からの要請に基づき、閣僚級により総合的に対処する必要があると判断した場合には、関係各大臣及び委員会委員長との緊急協議を行い、対策本部の設置を決定するということになっております。

（２）ですけれども、「緊急対策本部の事務局は、委員会の事務局がリスク管理機関の協力を得て担当することとする」となっております。

「７ 関係府省連絡会議の開催」につきましては、（２）「委員会事務局及びリスク管理機関は、関係府省連絡会議において、当該緊急事態等を把握するとともに、政府全体として構すべき対応を確認・決定し、相互に情報の共有及び連携を図ることとする」となっております。

「８ 情報提供及びリスクコミュニケーション」につきましては、（１）で委員会及びリスク管理機関は、食中毒による緊急事態等が発生した場合には、相互に連携して、報道機関等を通じて広く国民に対し、迅速かつ適切に情報を提供するとともに、必要に応じて関係府省の連名による通知の発出、意見交換会の開催等を通じてリスクコミュニケーションを適切に行うこととなっております。

「９ 事後検証及びマニュアルの改定」につきましては、委員会及びリスク管理機関は、

緊急対策本部が設置され、または関係府省連絡会議が開催された場合には、その際に実施された緊急時対応について、事後に検証を行うことになります。なお、事後検証を行うに当たって、委員会が必要と判断した場合には、委員会会合においてリスク管理機関から助言等に関する対応結果等について報告を受けることになっております。

この事後検証の結果、その他の理由により必要と認められる場合には、本マニュアルを改定することとなっております。

以上が、関係府省食中毒緊急時対応マニュアルの概要でございます。

これ以外に、専門調査会での議論の過程におきまして、マニュアルというタイトルについては、この内容が細かい手続を定めたものではないので、ふさわしくないのではないかと。例えば、実施要綱とか基本要綱といったタイトルに変えた方がいいのではないかという意見がございましたことを併せて御報告させていただきます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、何か御意見、タイトルのことも後で是非ここで決めてもらおうと思いますけれども、御意見は何かございますか。

どうぞ。

○中村委員 タイトルのことは後でということで、タイトルではないんですけども、資料の3-2のこの緊急時対応の流れというところで、その専門調査会でどういう議論がされたのか、ちょっと伺います。緊急度というのは、つまり関係府省連絡会議の開催があって、それから緊急対策本部の設置があるのでしょうか。また、それは一体どのくらいの規模の食中毒というのが、勿論それはケース・バイ・ケースだと思いますけれども、何かそういうイメージはあるんですか。

つまりこの間、去年の暮れから1月にかけて、例のノロウイルスの集団発生があって、最終的には多分8,000人とか1万人ぐらいになったんだと思うんですけども、あれはこういう場合に緊急度としては、まだ③のところなのか、あるいは②ぐらいに引っかかっていたのかというのはどんな議論がされたか、ちょっと教えてほしいんです。

○杉浦情報・緊急時対応課長 緊急事態の定義につきましては、特にこの食中毒緊急時対応マニュアルには規定していないわけですが、この前文のところで引用されております、昨年4月に決定いたしました基本要綱の中で定められております。3つ定義がございまして、1つは被害が大規模または広域であり、かつ「食品安全委員会」及びリスク管理機関の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案です。

2つ目が、科学的知見が十分でない原因により被害が生じ、または生じるおそれがある事案。

3つ目は、今申しあげましたような事案には該当しないけれども、社会的反響等を勘案し緊急の対応が必要と考えられる事案ということで、このいずれかの定義を満たしていれば、緊急事態ということで、このマニュアルに従って対応することになるわけですが、緊急事態というところで、このマニュアルに従って委員会会合等で判断すると。あるいは緊急時対策本部を設置するかどうかにつきましては、委員会の助言の下、食品安全担当大臣が判断することになるかと思います。

○寺田委員長 もうないですか。

○中村委員 要するに、そういうときは委員会はなるべく早く開いた方がいいでしょうけれども、とりあえず例えば、委員長の判断がそこでなされるとか、そういう感じなんですかね。

わからないんですね。だって大規模で広域かとか、科学的知見が十分でないとか社会的影響が大きいとか、何か言葉が抽象的でよくわからないんですね。

○寺田委員長 どうぞ。

○本間委員 この「緊急時対応専門調査会」が開かれたときに、一度数値的な条件が出た経緯があったと記憶しております。たしか被害者数が250か500名か。500名でしたね。一度それ一つの基準になりそうだったけれども、これは規定できないということで、それは消えてしまったこと。

今までこの「食品安全委員会」が発足してから起こったいろんな食中毒に関する事項は、どのレベルに相当するかということを前回お尋ねしたら、大体一番この下のランクのレベルの問題であろうという意見が、たしか事務局から説明された経緯があると思います。

○寺田委員長 この①より②の方が、図として、より現実的だと思うんです。緊急時対応というのは当たり前の話ですが、管理省庁がまず保健所あるいは医師会、あるいはいろんなところから情報が入って、ここでリスク管理のところであって表に出て、そこからいろんな情報が食品安全委員会に入ってくる。そこでだれが判断するかというよりも、できれば委員会を開いて判断すべきだと思いますけれども、場合によっては委員長の独断でやってしまう場合もある。

だけど、やはり大きなところ、この全体をつくったのは、私の理解ではこの基本的事項という枠組みで、ここの「食品安全委員会」の中にある専門調査会がつくるということで、この関係府省食中毒緊急時対応マニュアルとなっていますけれども、これはここの委員会

のマニュアルだけではなくて、主なところはほとんど管理側だと思うんです。

ですから、これをこれから厚生労働省、農林水産省とすり合わせをして、各省庁が管理のマニュアルを持っておられるのと整合性を持って、ここをまずやるのが大事です。いわゆるバイオテロとか何かになりましたら、この最初のところをぼんと飛んでしまって、すぐに入ると思いますが、大部分の食中毒、普通の食中毒というのは、この2ページの左側に出た保健所から都道府県、厚生労働省に行って、菌の特定とか、そういうことで随分あるのではないかと思います。

だから、数値的にはなかなか言えませんが、一時にわっと200とか300出るようなものだったら、当然やらなくてははいけないし、ただ、こういう病気はじわじわと後から見てもものすごく数が多かったということがありますので、数だけでちょっと言いえないようなこともあります。しかもノロウイルスのように、同意されていまして、管理省庁がきちんと対応して、そういう病院や、あるいは老人施設できちんとやってくれというようなことはやっているという情報だけを必ず入れてもらい、変な対応をしていないかどうかというのは担保する必要があると思います。

これから管理省庁と打ち合わせをして整合性を全部持った形で、委員会に実効性を持たすとか各管理省庁でやる対応は私たちも理解できるということが大切です。だから、できたらそれを決定したところで管理省庁と委員会の連絡をちゃんと取り、委員の先生やみんながお互いに理解して、どういうことを今やっているんだということを把握する。そういうマニュアルでやっているんだということを理解することは大変大事だと思います。

あまり明確な答えにならないのはよくわかっておりますけれども、何か明確な書き方ありますかね。

○中村委員 それは難しいと思います。

○寺田委員長 ほかに何か御意見ございますか。

どうぞ。

○見上委員 今、中村委員の疑問に対してお答えになるかどうかかわからないんですけれども、例えば、ノロウイルスみたいなものは食中毒と感染症。食中毒が例えば、数人であっても、そういう施設の中で徐々に増えていくというのは、やはりこの本間委員が言ったように、一番ランクは低いのではないかと。

例えば、アメリカで起きた水系食中毒で、クリプトスポルジウムという原虫。あれも一気に何千、何万と。そういうのが黄色い部分に入るかと。

それで委員長がちょっと例に出した、バイオテロみたいなのが①に入るかと、そういう

イメージでよろしいのではないかなと。イメージ的にはね。数でやったって本当にわからないと思いますよ。

以上です。

○寺田委員長 それと、もう一つは、こういうのができて連携が取れると、ときどき起こり得る省庁の縦割だとかというのは、いろんなところを調整するという役目がある。専門委員会でもこれは申し上げたんですけれども、間違ったら事務局から訂正してください。

食品安全基本法そのものには、食品安全委員会は緊急時対応をすべしとは書いていないんです。これに関する 21 条第 1 項の閣議決定された基本的事項の中にはやってくださいという話があって、基本法そのものの中には、私たちの役割としては、評価とリスクコミュニケーション、これも評価に関するリスクコミュニケーションであって、管理側のリスクコミュニケーションはそれを、調整するという役割だと理解してやっています。

緊急時対応というのは非常に大事だから、なかなかパンと書きにくかったんだろうと思うんです。外に出して、こういう文書をつくって、基本法の法律の中にはないが基本的事項の中に入っているものを詳しく書いてくださいということでした。だから、どういうふうにやったらいいか、この専門調査会の方は御苦労なさったと思うんです。

専門委員の先生方のお話を聞いていても、2 ページのこれが出て、やっとわかったということでした。最初は少々誤解があって、食品安全委員会は緊急時、表に出ると考えられていたところがありました。例えば医師会の先生や、国立感染症研究所の先生は、今まで厚生労働省に感染対策のルートがあったのに、これから食品安全委員会がするんですかと言われました。とんでもない話で、それは管理の方はきちんとやっておかないと、国民に変な誤解をされた場合、何も委員会の責任逃れというのではなくて、きちんとしたルートがあるんで、そこはきちんとやっていただく。私どもは二重、三重に網をかけて食中毒のような大事なことをやっていく。また、省庁間の調整をするということだと思うんです。本当にこれは御苦労だったと思うんですが、これからまた字句の訂正などがあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思いますが、名前をどうしましょう。

○見上委員 いろいろ例はあると思うんですけれども、緊急時対応実施要綱。

そのほかに、基本要綱だとか、確かにマニュアルと言うと、ステップ・バイ・ステップのことを書かれているわけではないから、むしろ変えた方が、委員長一任でも構いません。

○寺田委員長 ほかにどなたか御意見ございますか。基本要綱はここに緊急事態の中に基本要綱という言葉は使ってあるんですか。今言われた緊急時の対応ということ。

○杉浦情報・緊急時対応課長 このマニュアル案の前文にございますように、危害要因別

ではない関係府省の緊急時対応マニュアルについては、基本要綱という名称で用いています。

○寺田委員長 そうすると、今、見上委員がおっしゃったような緊急時対応実施要綱くらいで、ヨウコウのコウはどっちのコウにいたしますか。区別するために、項と綱。項ですか。それで何か不都合なことがありますか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 既に昨年4月に決定いたしました基本要綱の危害要因別版だということが明確にわかるような名称にするのであれば、やはりこれと同じ綱を使った方がよろしいのではないかと思います。

○寺田委員長 それでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○寺田委員長 では、そうさせていただきます。どうもありがとうございました。

次は今年の1月に実施いたしました食品安全モニター課題報告「食品安全委員会のこれまでの取組等について」、事務局より説明をお願いいたします。

○藤本勧告広報課長 それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。

食品安全モニターに対しまして、食品安全委員会のこれまでの取組等についてということで、意識調査を行ったということでございまして、その結果が全体としてまとまりましたので、御報告します。これの速報版みたいなものを企画専門調査会で17年度の食品安全委員会の運営計画の案を議論する際に御紹介させていただきました。その後、全体の集計がまとまりましたのと、属性別の詳しい集計もできましたので、本日最終版として御報告するというところでございます。

1ページの「調査目的」にございますように、大きく①から③の項目、具体的には 食品安全行政全般についての信頼感等について。

②にございますように、食品安全委員会のリスク評価を中心とした取組について。

③で委員会が取り組むリスクコミュニケーションについての評価とか認識を問うたということでございます。

食品安全委員会の取組をある程度知っている方でないと、逆に言えば中身がよくわかっていなくては評価ができないので、取組について一定の知識を有した方ということは、モニターが1つの対象として有意義だったのではないかとということでございます。

一方で、そういう情報を持っている方に聞いているということで、回答結果には若干バイアスがかかっている可能性もあるという点では留意する必要があるのかなと思っております。

「実施時期」でございますけれども、17年1月20日～2月10日にかけて行いました。

「対象」は、食品安全モニターで有効回答数が440名あったということでございます。内訳でございますけれども、男女比は1対2という感じでございます。

次のページでは、毎回こういう調査をするときに、職務経験区分別ということで、大きく4つの区分に分けたものがございます。その真ん中の下のところで、その構成を見ていただければと思うんですが、4つの区分のうち「その他消費者一般」という方が全体の43%いらっしゃいます。その方の男女別の構成比が女性の方が92.6%、年齢区分別も60歳以下のウェートが高うございますけれども、そういうバランスの取れたような形になっておりまして、この人たちがいわゆる主婦層に当たるような形になっておると御理解いただければと思っております。

3ページ「調査結果の概要」について、簡単に御報告させていただきたいと思えます。

1番目の分野でございますけれども、食品安全行政に関する信頼感につきまして、基本法が施行されて以降、どの程度変わったのかということをお願いいたします。「かなり高まった」という方が24.1%おりまして、更に「やや高まった」という方が57.5%で、その両者を加えますと、8割の方が信頼感が向上したということで御指摘いただいております。

その理由につきまして尋ねたところ、74.9%の方、4人に3人が「関連情報を得る機会が増したから」という理由を挙げておりまして、この理由が最も大きかったということでございます。

そのほか5割弱の方が「審議や議事録の公開など透明性が増したから」とか「リスク評価と管理が分離されて、客観性・中立・公正性が増したから」といった理由を挙げられる方がいらっしゃったということでございます。

その次の2のところでございますけれども、リスク分析手法の基本的な考え方、あるいは枠組みについて、いろいろ理解を得ていくということが1つの課題になっておったわけでございますけれども、その理解の浸透度みたいなものをどういうふうに見ているかというのを尋ねたものでございます。グラフを見ていただきたいと思いますけれども「食品安全に関心の高い人かどうかにかかわらず、全体的に浸透しつつある」のではないかと見ている人は6.6%にすぎず、「食品安全に関心の高い人の間で浸透してきている」というのが43.6%。一方、食品安全に関心の高い人の中においても、浸透は限られているというのが35.7%でして、若干この辺りでは道半ばといったような状況のようでございます。

4ページ「食品安全委員会のリスク評価を中心とした取組について」ということで、3として、運営全般についての透明性について、どの程度確保されているかのということを尋

ねてございます。「透明性がある程度確保されている」という認識が最も多くて 71.8%の人が回答をされております。「十分確保されている」という人を加えると、全体で 8 割とといったような結果でございます。

440 名全員に聞いておりますけれども、透明性を確保するために特に重要と考えられる取組は何かというのを選んでもらったところ、「委員会・専門調査会の原則公開」ということ、「リスク評価結果の公表」ということについて、それぞれ 6 割を超える 64.5%、62.7%の方が指摘しているという結果でございました。

4 でございますけれども、「リスク評価の科学的かつ中立・公正性」について、リスク評価の過程やその結果についてどう思うかということを尋ねました。「そう思う」という方が 24.5%、「どちらから言えばそう思う」という方が 61.6%いまして、おおむね科学的かつ中立・公正に行われているという認識の方が大半であるという結果でございます。

5 ページ「5 B S E 問題に関する食品安全委員会のこれまでの取組」について、そのグラフにございますように、「B S E 問題の理解の促進に役立っている」とか、「科学的な議論が行われている」という選択肢を並べて、該当すると思われるものを選んでいただきました。

65.5%ということで、3 人に 2 人が「B S E 問題の理解の促進に役立っている」という認識の方が最も多かったということでございます。

ここにございますように、「科学的議論が行われている」「わかりやすい情報ができている」「中立公正に議論が行われている」といったようなことで、肯定的な回答の割合が上位に来ているという結果でございました。

「6 リスク評価を食品安全委員会自らの判断で行う案件の選定方法等」ということで、対象案件を検討し、また、その結果、食中毒原因微生物の評価を行うということになったわけでございますけれども、その対象案件の選定方法の過程についてどう思うか、また、食中毒微生物の評価を今後どういう方向で行うと期待するかといった 2 つについて聞いてございます。

プロセスについては、多くの方が「適当である」あるいは「どちらから言えば適当である」ということでございまして、評価の方向性につきましては、食品企業等生産加工段階における衛生管理の充実につながる評価など等々について指摘がなされておりました。

6 ページ「7 食品安全委員会が提供する食品の安全性に係わる情報」ということで、ここにリストをしているようなものについて、参考になったようなものを選んでくださいということで回答をお願いしました。

6割を超える方、65.2%、61.8%という方が「鳥インフルエンザ関連の情報」とか「BSE関連の情報」が参考になったということで回答をいただいております。

「8 食品安全委員会の取り組むリスクコミュニケーションについて」ということに移らせていただきたいと思います。8のところでは「リスクコミュニケーションへの取組とその効果」について聞いてございます。

まず取組についてどのように評価しますかという問に対しまして、「かなり行われている」という方が25.7%、「ある程度行われている」という方が67.7%という形で評価されているということでございます。

委員会の取組に関しまして、情報の共有や関係者の相互理解の促進という観点から、どの程度の効果を挙げていると思えますかという、いわゆるアウトカムの状況を聞いたところ、一番多いのは「ある程度効果を挙げている」と、69.8%の人がそういう回答でございました。「かなり効果を挙げている」というのは8.9%ということではございましたけれども、全体で8割弱の方が一定の効果があったということでございます。

7ページ、情報の共有や相互理解の促進を図っていく上でどういう取組が特に重要と考え得るかというので、選択してもらったところではございますけれども、「リスク評価の結果案に対する意見・情報の募集」が56.8%、「意見交換会の開催」が56.8%、「Q & Aをはじめとする各種情報の提供」というのが56.4%ということで、この3つがそれぞれ5割を超える方が指摘をしているということでございます。その後ダイヤルとかモニターを通じた意見収集でございますけれども、この回答を見ますと、飛び抜けてこれだという指摘はなかったということで、ある意味で多様なアプローチが求められているのかなという感じがいたしております。

「9 BSE対策についての意見交換会開催の効果」ですが、全国各地において意見交換会を開催しましたけれども、その辺につきまして、情報の共有や相互理解の促進といった観点から、どの程度の効果を上げていますかという問でございまして。先ほど見ていただきましたリスクコミュニケーション全体の効果と若干似たような構成になっておりまして、こちらの方が少し微妙にプラスに出る方が多いという結果でございまして。

最後「10 食品安全委員会が主催する意見交換会への参加とそれによる理解度の変化」について聞いてございます。下の左側にございますように、2回以上参加したことがあるというのが18.2%、1回あるという方が28.6%ということで、半数近くの方が意見交換会に参加しているという結果でございました。

その参加した方の8割の方が理解が深まったということでございます。

詳細は時間の関係で省略しますが、年齢別などで見ますと、時間的な関係なのだろうと想像されますけれども、意見交換会の参加に関しては、高齢層の方が多くて、そういった人たちがある意味でリスクコミュニケーションのいろんな取組などについてもかなりやっているという選択をされている方が多いような感じが見受けられました。

一方、その他、消費者一般という、いわゆる主婦に近いような方、女性ないしは若い方に関しましては、一番最初のところで、信頼感が高まった理由として、関連情報を得る機会が増したからというのがございましたけれども、その回答割合が高いということで、意見交換会に出られない分ということなのかと想像されますけれども、委員会の発する情報を利用しながら、安全の問題について考えているといった姿が散見されるということでございます。

以上、私からの御報告を終わらせていただきます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。御意見あるいは感想、これからこういうのを使ってどうやったらいいかと。細かいことは難しいでしょうけれども、御意見がございましたらどうぞ。

よろしいですかね。これはモニターの御意見で、一般とはちょっと違うかも知れませんが、ちょっと勇気づけられますね。ありがたいことです。

続きまして「食品安全モニターから報告（17年2月分）について」事務局から報告をお願いいたします。

○藤本勧告広報課長 それでは、資料5を御覧いただきたいと思います。

2月分につきまして、67件の報告がございました。そこに件数が載っておりますけれども、BSE関係ということで、国内でvCJDの患者が確認されたという関係などで引き続き御指摘が多かったということでございます。

また、食品衛生管理関係は12件でございますけれども、先ほどもお話が出ていましたけれども、ノロウイルス関係での御指摘が多かったというのが今月の特徴かと思えます。

以下、例月に従いまして、委員会の関係を中心に御報告させていただきたいと思えます。

1ページの下の方でございますけれども、委員会関係ということで、以前、食品安全モニターの方からいただいた意見に対する御意見があったということでございます。

最初にございますように、以前の報告の中で食品の安全性についての報告を中心にしていく必要があるんですが、必ずしも安全性に直結していない報告もあるということとの関連で、モニターの選考に際して、安全性に係るような小論文を課したらどうかとか、偽装表示とかいった安全性に関係がないということとの関係で、指摘があったことに対し

て、今回いただいた方は疑念を呈していらっしゃるということでございます。

そうということで、モニターの選考の関係とか、あるいは毎月いただいている報告の範囲といったものをどう考えるかという趣旨のことで御意見をいただいております。

委員会からのコメントの方でございますけれども、2ページの5行目辺りくらいからでございますけれども、食品安全モニターには委員会が行うリスク評価や食品安全行政について一定の理解をいただく必要があるということで、平成17年度の食品安全モニターの募集に際しても、これまでと同様に食品に関してある程度の知識、経験をお持ちの方を対象として、地域別等々のバランスを考慮して、全国470名の方に依頼することとしておりますということをまず整理してございます。

2番目の報告の対象でございますけれども、あくまでも食品の安全性の確保を趣旨としたものにしておりますということで、いずれにしましても、今後とも食品安全モニター会議などを通じまして、報告内容の趣旨、対象の趣旨等々については、十分説明させていただきながら理解をいただけるように努めてまいりますというコメントを用意してございます。

3ページ、リスクコミュニケーションの関係で3点ほど御指摘をいただいております。相互理解を深めていくような取組が重要であるとか、消費者の意識も両極端化しているの、気になる。全体的な意識の向上を深めていくべきだとか、若い世代の意識づくりも大事だといったことでございます。

委員会からのコメントでございますけれども、4行目辺りからでございますが、リスクコミュニケーションについて、いろんな取組をしているわけでございますが、具体的には意見交換会の開催や、情報意見の募集、あるいはダイアルによる対応、情報発信等々に取り組んでおるということで、これらの取組により、幅広い関係者が食品の安全に関する知識の向上を図るとともに、お互いの立場や考え方を表明し、理解することが重要とおるということで、今後とも幅広い世代の方々に正しい情報を提供するとともに、意見交換ができるような機会をつくっていくように努めてまいりますというコメントを用意してございます。次にBSEの関係でございます。

まず、国内のいろんな対策、先ほど申し上げましたようにV C J Dの国内での確認があったということを受けまして、委員会での慎重な議論とか、もう少しわかりやすい説明があればうれしいとか等々、さまざまな御指摘、御意見をいただいております。

5ページ、委員会からのコメントでございますが、我が国におけるBSE対策の見直しについては、昨年10月15日に厚生労働省、農林水産省から諮問を受け、慎重に審議を進

めているところであるということをまず前段で述べてございます。

また以降の後段のところでございますけれども、本年2月に我が国初のV C J Dの患者の確認がございました。その際2月4日、委員長談話を発表したということで、談話の内容を紹介してございます。

7ページ、輸入再開の関係ということで、これもこれまでと同様、数多くの御意見、御指摘をいただいております。

8ページ、委員会からのコメントとしましては、現在、食品安全委員会では厚生労働省、農林水産省から評価要請を受け、我が国におけるB S E対策の見直しについて審議を行っているところでありますということで、米国産牛肉の輸入再開に関して評価要請を受けておらず、審議は行われておりません。今後そういう要請があった場合は、科学的な審議を尽くしてまいりますというコメントを用意してございます。

9ページ以降に移りますが、鳥インフルエンザの関係で、2件ほど指摘がございました。

10ページでは食品添加物の関係が1つ。

11ページでは、農薬の関係でございますけれども、12ページに続きまして、4件ほどございました。

13ページでは、汚染物質の関係で3件ございました。

そのほか、14ページでは器具・容器包装の関係で1件ございます。

15ページでは、先ほども御紹介しましたように、「食品衛生管理関係」として、ノロウイルスの関係を中心として12件ほどございました。その中で16ページですが、「牛肉レバーからのカンピロバクターによる食中毒について」2件ほど御指摘をいただいております。この関連で食品安全委員会からのコメントを用意してございまして、「最近の厚生労働省の研究により牛のレバー及び胆汁にもカンピロバクターが検出されたことが確認されました。本菌は通常の加熱調理により死滅しますので、食中毒の予防には十分に加熱して食べることが重要です。関連の情報をホームページで提供していますので、御覧ください」というコメントを用意してございます。

19ページ、表示の関係が3件。

「その他」としまして、20ページ以降、環境省の環境ホルモンのリスト廃止とか、クローン牛の安全性等々につきまして、全体で12件、情報提供4件という感じで御報告をいただいております。

以上が私からの御説明でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御意見ありますか。

よろしいですか。

それでは、次の議題ですけれども、2件の報告があります。まず初めに食品健康影響評価技術研究の推進について、事務局からお願いいたします。

○一色次長 資料6を御覧ください。

昨日平成17年度の政府予算が成立いたしました。当委員会の評価技術研究の予算が認められました。当委員会では新たに評価ガイドライン、評価基準の開発に関する提案公募型の研究を速やかに新年度から開始いたしたいと考えております。

つきましては、新年度に入りまして、本件に関します運営委員会とか要綱・要領等を定めて、募集に入りたく準備をいたしております。

概要でございますが、研究予算といたしましては、総額で1億2,000万円でございます。

予定しております各研究課題の研究費でございますが、最高4,000万円程度で、数課題を予定いたしております。

研究期間といたしましては、原則3年間を考えております。

研究主体のところは、このペーパーでは民間団体等と書いておりますけれども、勿論、公立の研究所なり大学の研究者の方でも応募していただけます。

先ほど申し挙げましたけれども、新年度に入りましたら、直ちに新しい研究事業について準備を進めますので、委員の先生方の御協力も是非お願いいたします。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問ございます。

ちょっと気がつかなくて、今気がついて大変申し訳ないんですけれども、民間等というのはここに書くのはまずいと思うんです。書くんだったら大学、独立行政法人それに民間等です。民間団体にも良い方がいらっしゃるでしょうし、若い人が広く、良い考えを持って指定された課題で公募をしていただくということが大事なんです。気がつかなくて済みません。

○一色次長 新しい運営委員会を内部につくりますので、その中で十分文章を練っていきたいと思います。

○寺田委員長 よろしくをお願いいたします。

そのほかにございませんか。

○藤本勸告広報課長 資料7としまして、用語集を改訂しましたのでお配りしております。昨年の9月にモニターに用語集の活用状況とか、もし見直すとしたらどういうところがいいかという意見を聞いてございますけれども、その意見を踏まえまして、まず1つは、モ

ニターのニーズを踏まえて、用語自身を 50 数個追加してございます。

2 番目には、モニターからいただいて、わかりやすくこういうところを書き直した方がいいんじゃないかと御指摘いただいたようなところを中心にしまして、表現の適正化を図ったり、あるいは図表を入れたらどうかという御意見もありまして、そういうのもできるだけ対応したというのがございます。

また、モニターから索引を是非付けてほしいということがございまして、そういうのも付けたということで、目次構成をかなり見直しまして、新たな形でつくったようなものになってございます。

表紙の裏側に、3 番目のパラグラフのところで、そういう趣旨のことを書いておるんですが、平成 15 年 3 月に作成したと書いてございますが、これは誤植で、平成 16 年に 3 月に前回作成して、その第 2 版というものであるということでございます。

以上、御報告でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問どうぞ。

○見上委員 質問じゃないんですけれども、去年はこの用語集ホームページに出ていたんですけれども、去年のものと入れ替え作業はこれからですか。

○藤本勸告広報課長 今のホームページに載っているものは、用語をクリックしたら解説に飛べるような形で掲載しております。その作業に 2 週間くらい時間をいただいてしております。

○寺田委員長 もう一つ、テクニカルなことですが、これが 2 版、17 年と書いてあるからわかるでしょうけれども、どこかに第 2 版とか入れておいたら、見るときに、これは新しいものだとかわかるんじゃないかと。それはお任せします。

○藤本勸告広報課長 はい。

○寺田委員長 ほかにございませんか。ないですか。

○小木津総務課長 特にございません。

○寺田委員長 1 つ私が言うのを忘れておりました。緊急時対応のところの話の中に出てきました、これからの各省庁との打ち合わせや今後の手続きはどうなりますかね。まだ決定という段階ではないですね。

○杉浦情報・緊急時対応課長 このマニュアルと申しますか、実施要綱の今後の手続きですが、まず、関係府省連絡会議幹事会に、これは課長級の連絡会議ですが、これに報告させていただきまして、その後、関係府省で省内決裁をいただきまして、その後、再度この食品安全委員会に報告させていただきまして、その報告した日をもって発効とい

う形になります。

○寺田委員長 わかりました。どうも失礼しました。だから、まだ（案）の状態ですずっと動きます。

ほかにございせん。

それでは、食品安全委員会第 87 回の会合をこれで終了いたしますが、次回の委員会の会合につきましては、3 月 31 日木曜日、14 時から開催いたします。

また、28 日月曜日 16 時から「プリオン専門調査会」が公開で開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。